龍ケ崎地方衛生組合監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年２月２６日

龍ケ崎地方衛生組合

管理者　筧　　信太郎

龍ケ崎地方衛生組合条例第１号

龍ケ崎地方衛生組合監査委員条例の一部を改正する条例

龍ケ崎地方衛生組合監査委員条例（昭和４１年龍ケ崎地方衛生組合条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「より監査は、毎年９月」を「よる監査は、毎年２月、５月、８月及び１１月」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事由があるときは、時期を変更することができる。

第２条第２項中「行なう」を「行う」に改め、「前までに」の次に「監査の」を加える。

第６条中「、状況」を「の状況」に改め、同条中「ときは」の次に「、当該審査に付された日から」を加える。

第７条中「法第２４３条の２」を「法第２４３条の２の８」に改め、同条本文中「ときは」の次に「、当該監査又は意見を求められた日から」を加え、同条ただし書中「と認める」を削る。

第８条第１項中「監査検査」を「監査、検査」に改める。

付　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。